

重要

■ 最低賃金が改定されます ■



2022年度 埼玉県の最低賃金は、10月1日より「987円」に引き上げられる予定です。

最低賃金は毎年10月をめどに見直しが行われます。今年は、各種社会情勢を踏まえた目安額となりました。

■ 2022年度 最低賃金 関東 (※現時点で答申段階のため、後日正式決定)

都道府県名	改定額	現状	引上げ額	月額換算※	都道府県名	改定額	現状	引上げ額	月額換算
埼玉県	987	956	31	170,751	千葉県	984	953	31	170,232
栃木県	913	882	31	157,949	東京都	1,072	1,041	31	185,456
群馬県	895	865	30	154,835	神奈川県	1,071	1,040	31	185,283
茨城県	911	879	32	157,603					

※月額換算は、1ヶ月の平均所定労働時間にて算出【1日8時間・週休2日・1週間の労働時間40時間の場合】
年間総労働時間(2,085時間)÷12ヶ月=173.75時間⇒173時間

■ よくあるご質問 (Q&A)

Q1. 最低賃金の対象となる賃金は？

A1. 毎月支払われる基本的な賃金です。残業代や賞与は含まれません。
※ただし、諸手当のうち、「精皆勤手当」「通勤手当」「家族手当」は最低賃金の対象となりません。

Q2. 最低賃金を下回った場合、何か会社にはリスクはありますか？

A2. 企業が最低限払わないといけない賃金であり、仮に最低賃金額より低い賃金で雇用契約を結んでも、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額で契約を結んだものとされます。※法律で罰則もあります。

Q3. 最低賃金の対象となるのは誰ですか？

A3. 働き方を問わず雇用契約を結んで労働者として働くすべての方に当てはまります。
また試用期間中も対象となります。(各県の労働局長の「減額特例」の許可を受けた場合を除く)

Q4. 最低賃金はどの地域のものが対象となりますか？

A4. 所属する事業所の所在地です。本社が埼玉県でも、所属する事業所が東京都の場合は、東京都の金額となります。
※建設工事の作業現場が他県であった場合も、所属する事業所の最低賃金が適用されます。

ご注意

～もし、最低賃金で雇入れている労働者がいたら・・・～

《最低賃金でアルバイト・パートを雇っている場合》

→改定された賃金額に合わせて、労働契約を結び直しましょう。

《固定残業代を設定している場合》

→最低賃金が改定されれば、残業単価も変わります。固定残業の設定時間に合わせて、固定残業代を再計算しましょう。

《特定(産業別)最低賃金が適用される会社の場合》

→今回の改定により、令和3年12以降に適用された特定最低賃金を下回っている業種の場合、地域別最低賃金に引き上げが必要です。

■ 義務化されたアルコールチェックの運用は始めていますか？ ■

2022年4月より、業務に自動車を使用する一定の企業に、運転前後のアルコールチェックの実施が義務づけられました。
あおば新聞7月号で掲載させていただいた内容ですが、改めてご案内をさせていただくとともに、2022年10月からの対応についての最新情報をお知らせいたします。

■ 義務化の対象となるのは、下記のいずれかに該当する企業です。

- 1) 乗車定員が11人以上の自ナンバー車1台以上を保持する企業
- 2) 自ナンバー車5台以上保持する企業
※オートバイは0.5台として換算
※それぞれ1事業所あたりの台数
※社有車のほか、業務に使用するリース車両や私有車を含む

■ 4月から義務化となったのは次の2点です。

- 1) 運転前後の運転者が酒気を帯びていないか、目視等で確認すること
- 2) 酒気帯びの有無を確認した結果をデータや日誌等で記録し、1年間保存すること

10月からアルコール検知器を運転者に携帯、もしくは車両に常備することの義務化が予定されていましたが、コロナ禍における半導体不足による供給状況等を踏まえ、正式な発令はまだですが、当面延期することとなりました。



■ 副業・兼業のガイドラインで会社の努力義務が増えました ■

コロナ禍による収入減や雇用不安、テレワークの浸透により、副業・兼業を希望する労働者が増加しています。

2022年7月の改定により、会社が副業・兼業を導入している場合は、ホームページ等で外部への公表が推奨されています。

兼業・副業で労働者を雇い入れる際は、一度あおば事務所へご相談ください。

■ 社会保険料の変更をお願いします ■

今年の算定も無事に届出が完了致しました。ご協力ありがとうございました。

社会保険の算定結果は9月分の保険料から反映されます。実際に社会保険料を変更するのは、翌月支払いの原則があることから「10月に支払われる給与」からとなります(ただし会社独自に社会保険料控除のタイミングを設定している場合は除きます)。
算定によって決定された社会保険料一覧表を9月中旬を目途に順次発送致しますので、新しい保険料への変更をお願い致します。

■ 10月分の給料から雇用保険料率の変更をお願いします ■

4月号でお知らせしましたが、10月より雇用保険料率に変更となります。

従業員の方から徴収する分も変更となりますので、ご注意ください。

	労働者	事業主	全体
一般の事業	0.5	0.85	1.35
建設業	0.6	1.05	1.65

(単位：%)